

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	市民活躍支援課
					小澤 真里	
					廣田 亜耶乃	
					■内線 □外線	3-2033

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	3 指定管理者制度について
(4) 監査結果	報告書 15 頁掲載
■ 意 見	・ 地域団体による指定管理を拡大するべき
	交流館については、仮に単独指名するのであれば、28の交流館を分割して、地域住民で構成する団体を指名するなどの指定方法をさらに広く検討され、地域団体による指定管理の実現に結びつけられたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和3年4月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年5月12日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		交流館の管理運営を地域団体が行うことは、共働によるまちづくりと都市内分権を推進し、自立した地域社会の実現を目指す手法として有効であると考えため、令和3年4月1日から、浄水地区をモデル地区として地域団体に浄水交流館の管理運営に関わってもらうことを決定した。 なお、他地区の交流館の指定管理については、浄水地区の実施状況を十分に検証した後の対応とする。当分の間、豊田市文化振興財団による指定管理は継続する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		指定管理者の指定については議会の議決が必要となるため、方針に基づく措置は、次のとおり順次進めていくこととする。 令和2年5月22日 指定管理者選定委員会の承認 令和2年12月市議会定例会 指定管理者の指定（予定） 令和2年10月までに地域団体から提出された指定管理者指定申請の審査を行う。 令和2年12月市議会定例会において議会の議決を得て、令和3年4月1日から3年間、浄水地区において地域団体による交流館の管理運営を予定する。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年10月17日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和元年度の包括外部監査結果において、「28の交流館を分割して、地域住民で構成する団体を指名するなどの指定方法をさらに広く検討され、地域団体による指定管理の実現に結びつけられた」との意見をいただいていた。 浄水交流館において地域団体による交流館運営を目指し進めてきたが、当団体から「指定管理者指定申請書」を取り下げる意向を書面により提出されたため、地域団体での次期指定管理を断念することになった。令和3年度からも、引き続き豊田市文化振興財団が浄水交流館を含む28交流館の指定管理を行っている。 今後、市内交流館運営を担う意欲と体制が整った地域団体等が現れた場合には、「地域による交流館運営の実現」に向けた指定管理の検討を進める。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
2	1	1	2	2		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	3 指定管理者制度について
(4) 監査結果	報告書 16 頁掲載
■ 意見	・公募をより拡大するべき
	大規模な施設や大規模な催しが開催される施設を公募とすることにはリスクが伴うが、比較的小規模な施設、地域活動の拠点となるような施設から、公募原則の理想に立ち返った運用を目指されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年5月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年5月22日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり指定管理者制度においては公募原則が理想であり、現状においても、指定管理者の選定は施設の大小にかかわらず、公募原則の方針に変わりはない。 年度毎に指定管理者の選定対象となる施設（所管課含む）は変わるため、指定管理者選定委員会において、公募原則の方針について説明し、単独指名を適用する場合には、専門性、技術の特殊性、緊急性等を総合的に判断して選定するよう、引き続き、庁内の関係課に周知を図っていく方針を決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度第1回指定管理者選定委員会（5月22日開催）にて、「指定管理者制度の運用における本市の基本的な方針・考え方」について認識の共有を行った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	3 指定管理者制度について
(4) 監査結果	報告書 16 頁掲載
■ 意 見	・ 指定管理の基本協定書（標準モデル）の記載について
	基本協定書の標準モデル第9条第3項の「甲は、前項の規定により提出された委託又は請負が不適当と認めるときは、乙に対し、その委託又は請負を中止し、若しくは変更させるものとする」は意味が不明なため、「甲は、前項の規定により提出された書面が不適当と認めるときは、乙に対し、その委託又は請負を承認せず、若しくはその計画を変更させるものとする」に変更する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、基本協定書の標準モデル第9条第3項の規定を次のとおり修正することとした。	
■ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		3 甲は、前項の規定により提出された書面が不適当と認めるときは、乙に対し、その委託又は請負を承認せず、若しくはその計画を変更させるものとする。	
□ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年1月31日付けの通知「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」により修正内容を周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	3 指定管理者制度について
(4) 監査結果	報告書 17 頁掲載
■ 意 見	・ 指定管理の単年度協定書（標準モデル）の記載について
	指定管理者が出資団体であり、指定管理者に対して豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付する場合は、年度協定書の標準モデル第3条（指定管理料）を「甲は乙に対し、平成〇〇年度の指定管理料として、金〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額 金〇〇円）を支払うほか、本業務の遂行のため、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付する。ただし、補助金交付額は、補助金交付決定通知、変更交付決定通知および額の確定通知によって、確定するものとする。」と改めるものとしている。しかし、補助金は客観的に公益上必要があると認められて初めて交付決定されるべきものであり、合意によって交付の権利義務が発生するものではない。そこで、「補助金を交付する」との文言を「補助金を交付することがある」といった断定を避ける文言に変更するのが妥当である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和3年1月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和2年7月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）		監査結果を参考として、年度協定書の追加参考条文第3条中「補助金を交付する」を「補助金を交付することができる」に修正することとした。 令和3年1月通知予定の「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」により修正内容を周知する。	
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年1月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果を参考として、年度協定書の追加参考条文第3条中「補助金を交付する」を「補助金を交付することができる」に修正することとした。 令和3年1月通知予定の「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」により修正内容を周知する。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、年度協定書の追加参考条文を修正し、令和3年1月27日施行「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」において通知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	4 豊田市協会公社等運営費補助金
(4) 監査結果	報告書 19 頁掲載
■ 意 見	・ 補助金交付の必要性についてさらに検討するべきである
	市は、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第5条の該当性については厳密に判断していると認められるが、第6条第1項記載の「財務状況及び事業計画等」等を考慮した交付の必要性については十分に検討しているとは認められない。同要綱第6条1項に基づき、出資団体の財務状況及び事業計画等を考慮して公益上の必要性を十分に吟味した上で、補助金の額を定めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		補助金額の算定において出資団体の財務状況及び事業計画等を考慮し公益上の必要性を確認するため、予算編成時期に、出資団体の所管課宛ての通知文書に次の項目を追加することとした。 ①当該団体が計画する事業内容に公益性が認められること。 ②財務状況（特に内部留保等の金額）を十分に確認し、補助対象経費を算出すること。 また、協会公社等に対し、令和2年9月に通知予定の「予算編成における協会公社等の人件費積算について（通知）」の内容を修正し、周知を図る。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年9月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		補助金額の算定において出資団体の財務状況及び事業計画等を考慮し公益上の必要性を確認するため、予算編成時期に、出資団体の所管課宛ての通知文書に次の項目を追加することとした。 ①当該団体が計画する事業内容に公益性が認められること。 ②財務状況（特に内部留保等の金額）を十分に確認し、補助対象経費を算出すること。 また、協会公社等に対し、令和2年9月に通知予定の「予算編成における協会公社等の人件費積算について（通知）」の内容を修正し、周知を図る。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年9月30日施行「協会公社等運営費補助金等に係る人件費の算定について（通知）」において、次の事項について通知した。 ＜補助金額の算定を行う際の注意点＞ ①当該団体が計画する事業内容について、客観的に公益性が認められること。 ②財務状況（内部留保の金額等）を十分に確認し、補助対象経費を算出すること。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
6	1	1	2	6	塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論 7 協定書に基づく負担金
(4) 監査結果	報告書 22 頁掲載
■ 意 見	・負担金について運用基準を策定するべきある 補助金や交付金と異なり、負担金は交付の対象団体、対象経費、交付金額などが曖昧で、豊田市が交付する補助金等の実績一覧などに掲載されて公表されることもなく、団体との個別の協定書に基づいて支出されている。しかし、公益上の必要性がない限り支出してはならない点は、補助金等と同じであり、場当たりの運用があってはならない。この点、一部の出資団体では運用基準を定めていたが、関連する事業について複数の負担金協定書を締結して運用する場合には、場当たりの運用にならないよう、負担金運用基準を定めて、一定の基準の下に運用するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年7月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		負担金事業は、市が一定の負担をすべき事業等について団体との協定に基づき実施するものであり、団体の所管課から予算要求があった場合において、市として事業計画書や積算内容、公益性等を総合的に勘案し適当と認めたときは、予算の範囲内で予算措置をしている。 また、負担金を含めた予算全般の運用基準になるものとして、既に『節別ハンドブック』があり、市及び団体も引き続きこの基準に沿って運用する方針に変更はなく、意見にあるような負担金運用基準を別に定めて運用する考えはない。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	財政課
7	1	1	1	1	柘植 孝悦	
					柴田 賢人	
					■内線 □外線	3-1116

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	8 委託契約・委託料について
(4) 監査結果	報告書 23 頁掲載
■ 指 摘	・委託料と補助金の峻別
	市と対象出資団体の間で締結される委託契約の中には、事務事業の外部委託というに止まらず、運営費を実質的に補助する趣旨で委託料を支給しているものが認められた。委託契約の受託者は当該出資団体に限らないにもかかわらず、受託者が出資団体であることにより委託料が増加するとすれば不合理といわざるを得ない。仮に、委託料を合理的に算定した結果、出資団体の運営が立ち行かなくなるというのであれば、公益上の必要性について十分に検討の上、委託料とは別に運営費補助金を支給するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月7日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		「節別ハンドブック」の「委託料」と「負担金、補助及び交付金」の解説ページに、「委託料、負担金、補助金の区分が妥当でないものが見受けられるので、前年度の内容を安易に踏襲せず、内容を精査して適正な科目で計上すること。」との注意事項を追記することを決定した。 改正後の「節別ハンドブック」を全庁へ通知し、周知する（令和2年7月8日予定）。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年7月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月7日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		「節別ハンドブック」の「委託料」と「負担金、補助及び交付金」の解説ページに、「委託料、負担金、補助金の区分が妥当でないものが見受けられるので、前年度の内容を安易に踏襲せず、内容を精査して適正な科目で計上すること。」との注意事項を追記し、改正後の「節別ハンドブック」を全庁へ通知し、周知（令和2年7月8日予定）することを令和2年7月7日に方針決定した。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		(2) 監査結果に対する方針のとおり、「節別ハンドブック」の「委託料」と「負担金、補助及び交付金」の解説ページに、「委託料、負担金、補助金の区分が妥当でないものが見受けられるので、前年度の内容を安易に踏襲せず、内容を精査して適正な科目で計上すること。」との注意事項を追記し、改正後の「節別ハンドブック」を令和2年7月8日に全庁へ通知し、周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
					加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	8 委託契約・委託料について
(4) 監査結果	報告書 23 頁掲載
■ 意 見	・ 出資団体と特命随意契約する場合
	競争原理が全く働く余地がなく、経済性が不明である。見積競争の実施等、競争原理を導入するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年7月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月1日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として出資団体との契約について見積競争の実施等、競争原理を導入するべきとの意見を受けたが、本市の契約は、原則、一般競争入札を原則としており、出資団体との契約でも当該原則は適用されている。 出資団体との一者特命随意契約については、出資団体以外では業務が適切に執行できないとの所管課の判断から特命随意契約の内申を受けて契約をしているものであるが、特命随意契約とした契約も含め委託業務の契約が適切に執行されるよう各所属に通知文を発出することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年7月までに各所属に「委託業務の適切な執行について（通知）」を総務部長名で通知し、特命随契を始め委託契約の適切な執行について改めて周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
9	1	1	2	8	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	8 委託契約・委託料について
(4) 監査結果	報告書 23 頁掲載
■ 意 見	・ 随意契約した対象出資団体が再委託・下請させる場合の承認について
	随意契約する場合、対象出資団体と随意契約する理由が存在するはずであり、当該事業の全部や主要な一部をさらに再委託・下請させることは原則として禁止されており、再委託・下請には市の承認が必要である。しかし、市がこれを承認する際に、随意契約した理由を十分に検討せず、安易に承認しているおそれがある。当該事業の全部や主要な一部を再委託・下請に出すことができるのであれば、そもそも随意契約した理由も乏しいことになりかねないため、承認に当たっては随意契約した意義に遡って検討するべきである。そして、随意契約の理由とした事項が、他の方法（例えば、市と受託業者間の連携強化等）で実現可能であるとか、随意契約の理由とした業務からそれ以外の業務を切り分けることができる場合には、下請業者に対して直接委託することにより、コストの節減を検討されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年7月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月1日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、下請負承認及び業務の切り分けについて十分な検討をすることは、適正な行政事務に資するため、下請負承認等を始め委託業務の契約が適切に執行されるよう各所属に通知文を発出することとした。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)			
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき令和2年7月までに、委託業務の適切な執行について総務部長名の文書により各所属に周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
10	1	1	1	2	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論
	8 委託契約・委託料について
(4) 監査結果	報告書 23 頁掲載
■ 指 摘	・ 委託契約書別紙の取扱い
	市と出資団体との委託契約書には、「個人情報の取扱いに関する特記」、「個人情報及び情報セキュリティに関する特記」又は「情報セキュリティに関する特記」の各特記があるところ、第1条に「別紙『遵守項目確認表』を確認し」とあるにもかかわらず、契約書に「別紙遵守項目確認表」を綴る体裁になっていない。契約書において別紙として合意内容の一部とするのであれば、「遵守項目確認表」の書式を契約書と一体のものとして綴るべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ■ 方針の検討状況 (措置区分 E)		契約書の別紙となっている遵守項目確認表は、契約書の一部としての各特記事項について、より具体的な対応等を記載した一覧表により、契約締結後に改めて相手方に確認をさせることを目的としており、契約により合意する内容の一部ではない。しかし、指摘のとおり、別紙として記載しながら、後日提出される遵守項目確認表が契約書と一緒に保管をされない等のリスクもあるため、令和3年度当初契約からの運用変更に向けて、各特記の所管課において記載方法や遵守項目確認表のあり方について再検討し、その結果を踏まえて契約書の編綴について整理することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年12月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年10月28日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		契約締結後、受託者に遵守項目確認表を用いて確認させていた遵守項目を特記に組み込むことで、当該内容を契約事項とする。このことにより、遵守項目確認表と契約書と一緒に管理されないリスクを回避するとともに、個人情報保護及び情報セキュリティの担保が強化される。 なお、上記の内容は、令和2年度第1回豊田市情報セキュリティ対策会議にて承認されたものである。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		遵守項目確認表を廃止するとともに、遵守項目を組み込んだ内容の特記に改正した。改正後、全庁に通知し、令和3年度当初契約からの運用とした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
11	1	1	2	9	塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論 9 出資金・出捐金の運用益収入について
(4) 監査結果	報告書 24 頁掲載
■ 意 見	・ 出資金・出捐金の運用益収入について 市の出資団体に対する出資・出捐額の合計は、対象出資団体に対するものに限っても39億5000万円弱、その他出捐を加えれば50億円弱であった。公益財団法人である対象出資団体については、正味財産増減計算書に基本財産受取利息などとして記載され、公表されているが、特に、基本財産のほか、追加出捐を行い、それが特定資産と合算されてしまうと、市の出捐額に対する運用益が分かりにくくなる。出捐の運用益について計算の上、把握し、市民からの照会に対して対応することができるよう準備されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和2年7月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、対象の団体については豊田市の出捐金の運用益収入額を出捐金総額に対する市の出捐率で按分し、把握する方針を令和2年2月に決定している。 対象以外の出資団体については、追加の出捐等の予定はないものの、今回の監査結果の意見を、今後の留意事項として所管課へ通知する方針を決定した。 令和2年7月に「出資団体等への出捐率による運用益の把握について（通知）」を関係所管課へ通知する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年7月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年7月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、対象の団体については豊田市の出捐金の運用益収入額を出捐金総額に対する市の出捐率で按分し、把握する方針を令和2年2月に決定している。 対象以外の出資団体については、追加の出捐等の予定はないものの、今回の監査結果の意見を、今後の留意事項として所管課へ通知する方針を決定した。 令和2年7月に「出資団体等への出捐率による運用益の把握について（通知）」を関係所管課へ通知する。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年7月21日施行「出資団体等への出捐率による運用益の把握について（通知）」において留意事項として通知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					谷口 元	
					■内線 □外線	2-4034
12	1	1	2	10		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第1 総論 10 出資団体の組織再編について
(4) 監査結果	報告書 29 頁掲載 ・出資団体の組織再編について
■ 意見	豊田まちづくり(株)、豊田市駅前開発(株)、豊田市駅東開発(株)及び豊田市駅前通り南開発(株)（4 法人）に対する市の出資比率は、順に63.9%、67%、45%、50%である。4 法人とも再開発ビルを所有又は区分所有しているため、中長期的には施設の更新、建物の取壊しや再築の費用負担が想定される。4 法人に留保されている現金預金の有効活用の観点から、経営統合や合併を含む組織再編の検討が必要である。複雑な契約関係から生じる経費や税負担を軽減する手法の一つとして、会社同士の合併が考えられる。 市は、再開発前からの地権者（再開発ビルの区分所有者）である株主の権利利益や、一部の会社には市からの貸付金があり株主間に不公平感が生じ兼ねないことに配慮しながら、4 法人の筆頭大株主として主導的役割を担うことが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		4 法人は、各々に再開発ビルを管理運営しながら、中心市街地のエリアマネジメントの考え方に基づき、各ビルの特徴を生かしつつ、一体的にその活性化へ寄与するべく役割を担っている。 方針の策定に当たっては、4 法人に関わる状況のみならず、個々のビル全体の所有状況及び管理方法等の整理を経て、組織再編により得られる効果及び弊害を多角的に精査することが不可欠である。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や令和3年9月末に松坂屋豊田店が営業を終了することなどを受け、これからの中心市街地のあり方を官民で再検討することを最優先とし、その議論の中で4 法人の役割について整理していく。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)			
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や令和3年9月30日の松坂屋豊田店営業終了などを契機に、今後の中心市街地の再開発ビルのあり方に係る再検討を関係各所において進めてきた。しかし、同感染症の状況は刻々と変化しており、また、豊田市駅西口市街地再開発ビル再生計画も進行中であり、これらの検証を行わなければ今後の方向性を示すことはできない。引き続き、再開発ビルに関わる状況を注視しながら多角的な検討を進め、その議論の中で4法人の役割について整理していく。	
※昨年度決定した方針からの変更の有無 ☐ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		現在、令和5年3月に策定した第4期中心市街地活性化基本計画を公民一体で進めており、まちづくり分野においては、民間主導のまちづくりに取り組んでいる。特に、エリアマネジメント推進に関することや、今後控える豊田市駅東口まちなか広場整備後の活用方法については、再開発施設への経済波及が期待されることから、再開発法人を構成員としたエリアマネジメント研究会で協議を進めているところである。これらの協議の中で、将来における各再開発法人が担う役割及び機能を再確認しながら、組織再編により得られる効果及び弊害を多角的に検証していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

5 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ E 検討中										
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		現在、第4期中心市街地活性化基本計画の2年目として、計画に位置付けた事業を官民一体となって推進している。 令和6年度においては、各再開発法人が構成員である「エリアマネジメント研究会」を「エリアマネジメント協議会」へと発展させ、エリアの価値・魅力向上に向けた推進体制を構築した。これらの協議体制において、中心市街地の課題を共有し、各法人が担う役割や機能を再確認しながら、解決手法としての機能統合や、組織再編により得られる効果及び弊害を多角的に検証していく。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)											

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
13	1	1	1	3	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 3 組織・コンプライアンス
(4) 監査結果	報告書 34 頁掲載
■ 指 摘	・事務所の使用方法について 豊田市文化振興財団が、文化事業課の業務（指定管理業務を含まず）のために豊田市民文化会館の1階事務室の使用を継続するためには、行政財産の目的外使用許可を得る必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年2月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、豊田市文化振興財団の文化事業課が市民文化会館1階事務室を使用するためには、行政財産目的外使用許可の申請が必要であると判断し、令和2年度当初から行政財産目的外使用願を提出させることを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年2月25日に、豊田市文化振興財団から提出された令和2年度の行政財産目的外使用願を受理し、行政財産目的外使用を許可した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
14	1	1	2	11	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 3 組織・コンプライアンス
(4) 監査結果	報告書 34 頁掲載
■ 意 見	・コンプライアンス上問題となる案件について 平成30年度には、豊田市文化振興財団においてコンプライアンス上問題があると考えられる件が3件発生している。財団は、これまで指定管理業務及び市からの委託業務を継続的に受託し、業務を継続してきた組織の「弛み」や人員を含めた「肥大化」を窺わせる。市としても、委託業務や指定管理業務の実施状況を含めたモニタリングを厳格に行うとともに、運営費補助金の在り方の再検討や指定管理業務の公募も含めた適切な対応をとるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年1月8日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		豊田市文化振興財団は、不祥事案を受けて、財団内において業務改善計画の作成及び内部監査体制の構築を既に行っている。 市としては、指定管理者選定委員会において業務改善計画の内容を確認し、令和2年5月の同委員会においても豊田市文化振興財団を指定管理者として適性であると判断しているところであり、現時点においては監査結果に基づいた対応は予定していない。	
☒方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
15	1	1	1	4	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 4 基本金・役職員の状況
(4) 監査結果	報告書 37 頁掲載
■ 指 摘	・ 限定職員の就業規則 限定職員について別途就業規則を制定するなどして、労働基準法等の労働関係法規に則って適切に労働関係の規律を明確化すべきである。市においては、これまでに限定職員の人件費として支給した運営費補助金額の算定が財団の就業規則に反していたことになる。財団から提出された計算書のみに依拠するのではなく、根拠となる労働条件の規則等をも精査した上で、適正な金額を算定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		限定職員の就業については、規則はなく要綱のみであり、労働基準局に提出もしていなかったことを確認した。	
■ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		労働基準局への聞き取りにより、必ずしも規則である必要はなく要綱で良い旨の回答を得たが、届出は必要であるため、豊田市文化振興財団において現行の限定職員就業要綱を労働基準局に届け出ることとした。	
□ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年3月に豊田市文化振興財団総務課から労働基準局に対し限定職員就業要綱を届け出た。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
16	1	1	1	5	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 4 基本金・役職員の状況
(4) 監査結果	報告書 37 頁掲載 ・臨時職員の就業規則
■ 指 摘	臨時職員について就業規則の作成がなされていない状態である。労働基準法等の労働関係法規に則って、臨時職員について速やかに就業規則を制定し届け出るべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		臨時職員の就業については、規則はなく要綱のみであり、労働基準局に提出もしていなかったことを確認した。 労働基準局への聞き取りにより、必ずしも規則である必要はなく要綱で良い旨の回答を得たが、届出は必要であるため、豊田市文化振興財団において現行の臨時職員就業要綱を労働基準局に届け出ることとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年3月に文化振興財団総務課から労働基準局に対し臨時職員就業要綱を届け出た。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
					疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
17	1	1	2	12	■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 4 基本金・役職員の状況
(4) 監査結果	報告書 39 頁掲載
■ 意見	・時間外労働時間の適正な把握 財団において、時間外労働時間を適切に把握するため、上司の現認やタイムカードなど適切な管理を行うことが望ましい。さらには、本人からの時間外労働申請に対して上司が承認を与える制度の導入も検討されたい。どのような方法によろうとも、適切な労働時間の把握・管理及び効率的な働き方と時間外労働の削減に努めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年2月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、豊田市文化振興財団に対し、①時間外勤務の実施については上司の現認による把握を基本とすること、②これが困難な場合は、事前に上司が時間外勤務の実施について承認を与えることを指示する旨を決定した。 また、措置（指示）の実施に当たっては、次のとおり進めることとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年1月 豊田市文化振興財団に対し文書指示 令和2年2月 財団の幹部会において各所属長に周知し、実施を開始。同月からは、財団において、原則上司の現認による時間外勤務の把握が行われている。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
18	1	1	2	13	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 7 事業内容全般
(4) 監査結果	報告書 45 頁掲載
■ 意見	・ 自主事業の予算書審査について 財団においては、事業の予算の策定に当たり、各費目間に矛盾が生じないように適切に算定すべきである。市としても、指定管理基本協定書において、指定管理施設における自主事業については承認願と承認が必要とされているにもかかわらず、当該事業については事前に申請がなされておらず、基本協定書に依拠して、自主事業の事前申請と承認手続が履践されるよう徹底すべきである。その上で、予算書を的確に審査すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、豊田市文化振興財団に対し、事業予算を実態に即した算定にしよう指示することを決定した。また、指定管理施設における自主事業の承認願の提出の徹底についても、併せて指示することを決定した。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度1月に、豊田市文化振興財団に対し、次年度以後の事業予算の現実的な算定及び自主事業の承認願の事前提出について指示をした。その後、令和2年3月に、豊田市文化振興財団の令和2年度事業予算及び自主事業の承認願を受理している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
19	1	1	2	14	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 7 事業内容全般
(4) 監査結果	報告書 46 頁掲載
■ 意見	・平成29年度の市民文化会館の自主事業評価書の記載について 豊田市文化振興財団において、企画及び予算の作成を行う際には、現実的な前提に依拠してなされるべきである。また、収支が赤字になった場合や予算額から決算額が変動した場合は、その要因を分析し、評価書に具体的に記載するように努めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、事業予算の算定においては、実際の事業内容と整合が図られているべきであるため、その旨を豊田市文化振興財団に対し指示することを決定した。また、事業報告時にも予算額から決算額が大きく変更した場合の要因分析を具体的に検証するように併せて指示することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年2月に、豊田市文化振興財団に対し、事業実態に即した予算算定及び決算額が当初予算と乖離した場合の評価検証について指示をした。令和2年3月に、豊田市文化振興財団から市の指示を踏まえた令和2年度予算書及び令和元年度決算報告が提出されている。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
20	1	1	1	6	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 7 事業内容全般
(4) 監査結果	報告書 47 頁掲載
■ 指 摘	・ 豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委託の実績報告書について 実績報告書に、①平成31年度事業計画（案）、②平成30年度実施事業評価書及び③専属オルガニスト職務記録のいずれも添付されていなかった。豊田市文化振興財団の報告内容は、委託契約違反であるおそれが高く、速やかに是正されるべきである。仮に市の説明のとおりであった場合であったとしても、所管課の監督書類管理が十分とはいえず、今後の監督態勢も改善すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		平成31年度事業計画（案）、平成30年度実施事業評価書及び専属オルガニスト職務記録について、適正な文書保存フォルダに収められていなかった状況は、監査結果のとおり書類管理が不適切であった。適切な保存ファイルへの保管はもとより、関連書類は綴じ紐等で一体的にまとめた保管を徹底することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		方針決定後速やかに、当該書類の保存ファイルの適正な保管管理を図り、関連書類の紐綴じを実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
21	1	1	2	15	安倍 大介	
					西村 大典	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 7 事業内容全般
(4) 監査結果	報告書 48 頁掲載
■ 意 見	・パイプオルガンの管理及び活用に係る委託と指定管理について パイプオルガンの管理及び活用の委託業務については、指定管理業務と重複している部分もあるところ、①オルガン奏者に対する直接委託の契約を検討する、②指定管理業務と一括して、市の財政負担の削減を図ることなども検討し、両者の関係を整理すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果を受け、豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委託に含まれているパイプオルガンの管理及び活用については、委託形態を改めて見直すことを決定した。また、見直しについては、令和2年度中に業務内容を整理し適切な委託形態を検討し、その結果を令和3年度の当初契約に反映することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置 区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果を受け、豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委託に含まれているパイプオルガンの管理及び活用については、委託形態を改めて見直すことを決定した。また、見直しについては、令和2年度中に業務内容を整理し適切な委託形態を検討し、その結果を令和3年度の当初契約に反映することとした。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		方針に基づき、業務内容を整理した結果、パイプオルガンの管理及び活用については、令和3年度以降、指定管理業務に含める(※) こととした。 ※指定管理者を選定するための手続（指定管理者の指定に関する申請依頼／令和2年9月）において作成する「豊田市コンサートホール・能楽堂管理運営業務仕様書」に、パイプオルガンの管理や活用を規定 令和3年4月に、パイプオルガンの管理及び活用を指定管理者業務とし、基本協定を締結した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
					疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132
22	1	1	2	16		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 7 事業内容全般
(4) 監査結果	報告書 51 頁掲載
■ 意 見	・ 豊田市青少年音楽活動実施事業委託契約書に積算金額を明記すべき 契約書上、積算の基礎と共に金額が明記されるべきである。また、委託金額の積算金額に一定額以上の変更がなされた場合は、委託仕様書の「4 甲の承認を要する事項」の「(3)その他異例又は重要なこと。」に該当するものと解するか、又はその旨明記するなどして、市の承認を要するとすることが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、令和2年度の契約締結時には、積算の基礎及び金額を明記する方針を決定した。また、積算科目の執行金額に大きな変更が生じた場合には、事前に市へ確認し、承認を得るよう財団に指示することとした。	
■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度豊田市青少年音楽活動実施業務契約書に積算金額を明記し、令和2年4月に契約を締結した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
23	1	1	2	17	安倍 大介	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 7 事業内容全般
(4) 監査結果	報告書 55 頁掲載
■ 意 見	・市負担事業の検証分析 市から多額の負担金が支出されている以上、協定書の各第3条及び第7条に従い、各事業の事業計画書に参加目標人数などを記載して評価指標の設定を行うべきである。また、事業結果については、例えば、参加目標人数との対比、参加者のアンケート結果の記載等も行うなど、事業目的に照らした事業後の分析、検証を十分に行い報告書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和3年3月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、各負担金事業の参加目標人数を事業計画書等に明記させ、及び実績報告の事業毎の分析及び評価に係る様式等を見直す旨の方針を決定した。また、措置の実施は、次のとおり進めていくこととした。 令和2年3月 令和2年度事業計画に参加目標人数を明記 令和2年9月 実績報告の分析及び評価に係る様式等の見直し 令和3年3月 新たな様式等による令和2年度実績の報告	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年3月に、豊田市文化振興財団から参加目標人数を明記した令和2年度事業計画が提出された。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月8日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、各負担金事業の参加目標人数を事業計画書等に明記させ、及び実績報告の事業毎の分析及び評価に係る様式等を見直す旨の方針を決定した。また、措置の実施は、次のとおり進めていくこととした。 令和2年3月 令和2年度事業計画に参加目標人数を明記 令和2年9月 実績報告の分析及び評価に係る様式等の見直し 令和3年3月 新たな様式等による令和2年度実績の報告	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		方針に基づき、豊田市文化振興財団と協議の上、事業計画書及び実績報告書の様式の見直し（報告書への目標人数の明記並びに実績報告への分析及び評価の明記）を行った。 令和3年3月、新たな様式による令和2年度の実績報告が提出された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
24	1	1	2	18	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 1 1 豊田市視聴覚ライブラリー
(4) 監査結果	報告書 62 頁掲載
■ 意 見	・貸出統計について 28交流館については、財団が指定管理者であり、貸出機材等も市民のために有効活用されているとは、必ずしも言い難い。さらに、視聴覚ライブラリーの映画塾による財団の自己利用件数が15件カウントされている。指定管理者が自己使用する件数を「貸出」統計に含めることには疑問がある。仮に財団が使用した件数や本数を含めるのであれば、その旨を明記すべきであろう。また、DVDの貸出タイトルごとの統計をとることも検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年1月8日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		交流館を含め豊田市文化振興財団が貸出機材を使用した件数や本数を統計上把握できるようにするため、その旨を貸出簿に記入することで対応することとした。また、DVDの貸出タイトルごとの統計についても現状の貸出簿で十分把握できるため、現状の管理方法を改善することで対応することとし、不措置とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
25	1	1	2	19	疋田 一男	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	3-7132

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第2 公益財団法人豊田市文化振興財団 12 指定管理施設の再委託契約について
(4) 監査結果	報告書 64 頁掲載
■ 意見	・ 入札状況 委託契約のうち、豊田市文化振興財団の指定管理施設が対象に含まれる契約の予定価格（税抜）と落札価格（税抜）（入札の場合）又は見積金額（税抜）（随意契約の場合）との比較を行ったところ、90%以上のものも多数みられる。入札については、指名競争業者の数を増やす、一般競争入札も検討するなどして、委託料の低減に努めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年1月8日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市文化振興財団が受託する業務の入札業務については、同財団の総務部交流館課が取りまとめて実施しており、指定管理施設の再委託については、交流館等を含め、ある程度の地域の施設をまとめて契約し、委託費の軽減、事務作業量の軽減を図っている。 また、入札業者や業務地域の見直し等は既に定期的に実施しているため、特段の対応はしない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
					近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152
26	1	1	1	7		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 97 頁掲載
■ 指 摘	・ 競技会誘致事業に関する負担金運用基準を見直し明確にすべきである 競技会誘致に係る負担金運用基準が不明確であるため、市の対応が一貫していないように思われる。また、そもそも、現状の基準が適切であるのか、負担金支出の効果も考慮して、適切な基準を設けるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和元年10月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和元年10月24日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、競技会誘致事業に係る負担金運用基準を見直すことは適正な行政事務に資するため、基準を改定する。具体的には、競技会の対象事業に、障がい者向けスポーツ大会の誘致や市長が特別に認めるものを加え、広範に対応できる基準に改定することとした。 また、競技会誘致の可否については、運用基準を基に適切に判断していくこととする。	
■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記の方針に基づき、(公財)豊田市体育協会(現豊田市スポーツ協会)が関与する競技会誘致に係る負担金運用基準を改定した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
27	1	1	2	20	近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 97 頁掲載
■ 意 見	・ 競技会誘致事業に関する負担金運用基準上限を30万円としていること 負担金支出の基準はあるものの、支出効果を考慮した適切な基準を設けるべきである。その際、対象経費を会場使用料に限ったり、上限を30万円に限定したりする必要はなく、費用対効果を踏まえて、適切な対象、適切な金額にしてもよい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和元年10月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和元年10月24日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		競技会誘致事業に関する負担金運用基準を見直すことは適正な行政事務に資するため、運用基準を改定する。具体的には、負担金の対象経費を会場使用料相当額とし、国際大会等の特に目的の達成効果が高いものについては、予算の範囲内で会場使用料以外も対象経費に加えられる基準に改定することとした。	
■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記の方針に基づき、(公財)豊田市体育協会(現豊田市スポーツ協会)が関与する競技会誘致に係る負担金運用基準を改定した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
					近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152
28	1	1	2	21		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 97 頁掲載
■ 意 見	・負担金の収支報告書の記載について事業主体に説明を求めるべきである 某競技団体から提出された収支報告書は、収入と支出が2年連続で余剰や不足もなく合致していた。収入、特に入場料収入は来場者数に左右され、当日しか分からないはずであり、2年連続で収支に余剰や不足がないということはおよそ想定し難く、不自然である。同協会において、収支報告書に明らかに不自然な点等に気づいた場合は、その事業主体に説明を求めたほうがよい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月31日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて負担金の収支報告書の記載について事業主体に説明を求めることは、適正な事務に資するため、収支報告書において、明らかに不自然な点等に気づいた場合は、事情聴取し、適切な対応を行うこととした。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年1月に豊田市体育協会に対し事情聴取を実施したところ、事業主体の支出項目の開催負担金額が全体の収支を同額とする形で決定されており、問題がないと判断した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
29	1	1	1	8	近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 98 頁掲載
■ 指 摘	・ラグビー祭に関してビブス購入費用名目による負担金支出 スポーツドリンク購入費用に対しビブス購入費用名目として負担金を支出したことは極めて不当である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月31日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき適切な費用名目で支出するために協定書の内容を変更することは適正な行政事務に資するため、今後費用名目を変更する必要性が生じた事案が発生した場合は、その事案が適切か否かを判断し、適切と判断したときは、変更協定書を締結し適正な負担金執行を行うこととした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		今後同様の事案がある場合は、上記方針に準じた対応を行うこととする。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
30	1	1	1	9	近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 98 頁掲載
■ 指 摘	・ 協定書の内容を見直すべきである 熱中症等脱水対策としての飲料費については負担金支出の対象となるよう、市と協会は、負担金協定書の内容を見直す必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月31日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき協定書の内容を見直すことは適正な行政事務に資するため、熱中症対策として食糧費を対象とする場合は、負担金協定書にその旨を記載することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		今後同様の事案がある場合は、上記方針に準じた対応を行うこととする。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
31	1	1	1	10	近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 98 頁掲載
■ 指 摘	・ 指定管理の協定書の内容を統一するべきである 年度協定書について、同じく単独指名により指定管理者として選定されているスカイホール豊田、猿投公園及び毘森公園のうち、スカイホール豊田のみ、補助金を交付することが明記されている。市と同協会は、猿投公園及び毘森公園に関する年度協定書にも補助金を交付することがある旨を記載するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月31日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、指定管理の協定書の内容を統一することは適正な行政事務に資するため、令和2年度以後、豊田市スポーツ協会との単独指名に係る全ての協定書には補助金を交付することがある旨を記載することとした。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		猿投公園及び毘森公園の令和2年度からの協定書について、上記方針に準じた内容に変更した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ振興課
32	1	1	2	22	都築 保裕	
					榎津 祐樹	
					■内線 □外線	3-7152

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 99 頁掲載
■ 意 見	・スカイホール豊田に関して基本協定書の欠番の修正が必要である 基本協定書別記1の8（6）が欠番している。市と同協会は、次に基本協定書を締結することになった場合は、訂正する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和4年4月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和2年4月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）		基本協定書の別記に係る欠番の訂正は必要であるため、令和4年4月の指定管理者の更新時に、当該訂正を行うことを決定した。 具体的には、別記1の8（7）を8（6）に繰り上げる訂正を行う。	
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置 区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年4月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年4月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・ ☒ ・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E) ※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無		基本協定書の別記に係る欠番の訂正は必要であるため、令和4年4月の指定管理者の更新時に、当該訂正を行うことを決定した。 具体的には、別記1の8(7)を8(6)に繰り上げる訂正を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置 区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和2年 4月 1日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		基本協定書の別記に係る欠番の訂正は必要であるため、令和4年4月の指定管理者の更新時に、当該訂正を行うことを決定した。 具体的には、別記1の8(7)を8(6)に繰り上げる訂正を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		基本協定書の別記に係る欠番の訂正は必要であるため、令和4年4月の指定管理者の更新時に、当該訂正を実施した。訂正内容は、別記1の8(7)を8(6)に繰り上げる訂正を行った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
33	1	1	2	23	近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 99 頁掲載
■ 意 見	・ 体育館の床板剥離による負傷事故防止対策を徹底するべきである 平成30年度に、床のささくれにより、スカイホール豊田で2件、猿投公園体育館で1件の利用者が負傷する事故が発生しているので、予防対策を徹底されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月31日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、体育館の床板剥離による負傷事故防止を徹底するため、清掃員による確認と専門業者による定期的な保護策を確実に実施することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、職員・清掃員による床点検・補修、床の研磨掛け及び塗装修繕を定期に実施している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	生涯スポーツ推進課
34	1	1	1	11	近藤 孝浩	
					阿垣 一大	
					■内線 □外線	3-7152

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第3 公益財団法人豊田市体育協会（現豊田市スポーツ協会）
	1 2 結果
(4) 監査結果	報告書 99 頁掲載
■ 指 摘	・河川公園運動広場等について事業報告書に計算ミスがあり訂正が必要である
	協会作成の事業報告書において、河川公園運動広場等の利用者数について、新生公園野球場、新生公園ソフトボール場及び平山公園野球場の利用者数が二重に計上されており、総利用者数が過大となっていることから、同協会は、訂正した上で、来年度以降に同様のミスが起きないようにすべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月31日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		事業報告書の記載誤りを訂正するとともに、今後は二重チェックを徹底し、誤りが発生しないように努めることとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、必要な訂正を行うとともに、今後は適正な記録及びチェックを実施する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
35	1	1	2	24	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 5 事業内容
(4) 監査結果	報告書 103 頁掲載
■ 意見	・健康づくり教室の運営業務の委託契約の内容について 平成29年3月31日付け「業務委託契約書」によれば、第10条において、契約の有効期間を1年間とした上で、第11条において、「甲及び乙は、平成28年3月31日付業務委託契約書を本業務委託契約書締結日をもって合意解約し、甲乙間において、本業務委託契約書に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する」との精算条項を定めている。しかしながら、現実の取扱いと契約内容との間に齟齬が生じているものとも考え得るため、精算条項の定めを削除すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年4月1日 課長確認
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		健康づくり教室の運営業務の委託契約書における精算条項の定めは不要であり削除すべきと判断した。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		他の事業の委託契約書についても、条項の修正及び委託契約共通の基本書式を整備する。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年4月以後の業務委託契約について、新書式の契約書により締結をした。ただし、その後当該事業の休止に伴い、4月末に契約は終了している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
36	1	1	2	25	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 5 事業内容
(4) 監査結果	報告書 104 頁掲載
■ 意見	・レストランの運營業務の委託契約の内容について 平成30年当時有効とされる平成13年7月1日付け「『豊田スタジアム内レストラン』運営管理受委託契約書」によれば、第11条に売掛金の回収責任について規定があるものの、責任負担の効果が明らかでない。また、第14条第3号における「本件物件」の定義を明確にすべきである。平成13年7月1日に契約書を作成して以来、更新を経ても契約書を作成していないものと考えられるが、少なくとも同社の指定管理基本協定期間の開始時期に合わせて作成すべきであるから、更新契約の締結に当たり、上記のような曖昧な規定を修正されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年4月1日 課長確認
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		当該契約における定義の明確化を図るなど曖昧な規定を修正することを決定した。 他の事業の委託契約書についても、条項の修正及び委託契約共通の基本書式を整備する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年4月以後の業務委託契約について、新書式の契約書により締結をした。以後、指定管理の契約期間ごとに契約書を改めて作成し締結する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
37	1	1	2	26	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 5 事業内容
(4) 監査結果	報告書 104 頁掲載
■ 意 見	・直営売店の管理委託契約の内容について 平成30年当時有効とされる平成26年4月1日付け「運営管理受委託契約書」によれば、第2条において、有効期間は契約日から1年間とし、契約を更新するには再度契約書を作成するものとされているから、これを作成すべきである。その作成に当たっては、第6条における誤記（「第3条」は「第4条」の誤記と思われる）を訂正するとともに、第12条の「本件施設」や第14条第4号の「本件物件」について定義規定を置くなど明確化されたい。なお、第8条、第9条及び第14条については、株式会社豊田スタジアムが一方的に有利な規定となっており、その有効性を争われるおそれもあることから、内容について検討することを推奨する。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年4月1日 課長確認
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、規定内容の明確化を図ることを決定した。他の事業の委託契約書も合わせて、監査の意見内容を基に外部専門家へ相談の上、条文の修正及び共通の委託契約書基本フォーマットを整備する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年4月以後の契約については、監査の意見内容を踏まえた新書式の契約書により締結した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
38	1	1	2	27	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム
	5 事業内容
(4) 監査結果	報告書 105 頁掲載
■ 意 見	・キッズスポーツ教室の運営業務の委託契約の内容について 平成30年4月1日付け「業務委託契約書」は、有効期間を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とした上で、委託料について定めた第3条では有効期間以降の委託料について触れているが、契約有効期間外の定めは無用である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年4月1日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の有効期間外の定めを削除することを決定した。他の事業の委託契約書も合わせて、監査の意見内容を基に外部専門家へ相談の上、条文の修正及び共通の委託契約書基本フォーマットを整備する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年4月以後の契約については、監査の意見内容を踏まえた新書式の契約書により締結した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
39	1	1	2	28	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 6 市との関係
(4) 監査結果	報告書 110 頁掲載
■ 意 見	・大型コンサート等の企画運営及び可動式屋根膜の点検等について 可動式屋根膜への花火接触事故から点検作業まで7か月を要したが、受託会社側の都合や費用面の問題があるとしても、事前に点検作業の依頼手順や責任分担を確認しておく必要があった。落下物による被害が生じないように備えることが望まれる。さらに、市としては、不動となってしまった可動式屋根の処理に関する検討をさらに加速すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月10日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、今後の大型コンサート開催においては点検作業の依頼手順等の確認を徹底することとした。また、可動式屋根の処理に関する検討については、可能な限り早期に対応することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		大型コンサートについては、これまでも実施している実施体制の事前確認において、想定される事故等のリスク（屋根等への接触含む）への対応の確認を徹底する。 令和元年度中に開閉式屋根の処理の検討を終えたため、令和2年度から具体的な対応を進める。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
					塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 6 市との関係
(4) 監査結果	報告書 113 頁掲載 ・使用料の改定
■ 意 見	豊田スタジアム建設当時は、附属設備の使用料は運転費相当額という根拠があったものが、附属設備の改修、更新や新規設置により、消費電力量が変化したと解されるにもかかわらず、現状、一般利用が想定されないとの理由で、建設当時に設定された使用料を基礎としており、もはや使用料設定の根拠がなくなっている。現在、設備改修後の電力消費量の実績値を収集しているとのことであるが、これによっても附属設備毎の電力消費量の把握は限界があるので、メーカー試算も十分考慮の上、運転費相当額という使用料の根拠を取り戻す必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月30日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		開設以降の豊田スタジアムの利用実態や改修内容を勘案し、これまでの使用料をベースに「既存大型映像装置と同一の視認性」及び「照度を調光率で調整」という事情を踏まえて根拠を改めていることから、現使用料の設定は妥当であると判断した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		次期の使用料改正等において、監査における意見や改修後の待機電力も含めた電力消費量の実績等を踏まえ、必要に応じた改正は検討する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
41	1	1	2	30	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 6 市との関係
(4) 監査結果	報告書 115 頁掲載
■ 意 見	・改正建築基準法（平成28年6月1日施行）の施行に伴う予算措置 改正建築基準法は平成28年6月1日に施行されており、愛知県からも周知があったことから、少なくとも平成30年度の当初予算に点検費用を計上することは容易であったにもかかわらずこれをしていなかった。法改正によって検査等の義務が生じる場合には、事前に見積り等を得て予算に組み入れるべきであるから、指定管理者として、見積り計上しておくべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月30日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、法改正の情報を関連事業者等から事前に収集し、改正内容及びそれにより必要な検査等を確認することとし、予算要求及び実施準備に取り掛かることを市と指定管理者双方で再認識した。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		平成28年6月の改正に伴う点検費用については、平成31年度当初予算要望から特定建築物防火設備点検の費用を指定管理料の積算に含めている。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
42	1	1	1	12	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 6 市との関係
(4) 監査結果	報告書 115 頁掲載
■ 指 摘	・遊具施設等の管理・遊具の安全確保について 有資格者による点検（国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年）における精密点検に相当するものと理解される）を2～3年に一度、又は「遊具の安全に関する規準」が改正された場合に実施するとしておきながら、現実には、4～6年に一度の頻度でしか実施していない。また、規準は、平成26、27年に制定・改正されているにもかかわらず、平成25年に実施して以来、規準に沿った点検が実施されていない。有資格者による点検（精密点検）の頻度の適正性を差し置いたとしても、少なくとも、規準が制定・改正された平成26年度又は同27年度には有資格者による点検（精密点検）を実施すべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年3月31日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、精密点検については日常点検及び定期点検の実施結果や有資格者及び遊具メーカー等の意見も踏まえ、必要に応じて実施していく。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和元年度に「遊具の安全に関する規準」に基づく定期点検を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
					塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 6 市との関係
(4) 監査結果	報告書 116 頁掲載
■ 指 摘	・遊具損傷の場合の使用禁止範囲について 平成29年度に、木材で作られた階段の一部を構成する床材の破損が発覚した。何らかの外力が加わって破損したものと推測された。経年劣化や床材も含めて複合遊具全体に木材を多用していることも考慮すると、安全が確認されるまで、複合遊具全体を使用禁止とすべきであった。日常点検の実施方法も改善するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月30日 課長確認
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて遊具の破損等による利用者が負傷するなどのリスクを再認識し、日常点検の実施方法を改善する。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		日常点検は、新たに点検表を作成し、部長決裁として施設担当グループ全職員で情報を共有し、対処することとした。点検は、週2回、22項目について担当者が点検し、不具合が発生した際は即時に利用中止、修繕対応をしている。 また、床材の破損等の不具合発生時には、従来と同様、即時に利用を中止し、市担当課及び専門設置メーカーとの協議により対応する。合わせて、市施設担当課と公園担当課において、大型複合遊具の根本的な施設管理体制を検討することとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
44	1	1	2	31	塚田 知宏	
					太田 信人	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 6 市との関係
(4) 監査結果	報告書 118 頁掲載
■ 意 見	・ 豊田市業務委託事務要綱に基づく下請負の承認の厳格運用について 豊田市稲武芝育成場管理運営委託は、市が(株)豊田スタジアムと随意契約し、同社が契約金額の約91%に相当する部分を下請させている。同社は、委託業務下請負承認願には委託業務の主たる部分が何で、下請業務が委託業務の一部である理由を積極的に記載して説明するとともに、市はその承認に当たりその理由を十分検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年4月1日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、下請承認理由を明らかにした決定を記録することとした。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度の下請承認からその決定（決裁）文書に承認理由を記載している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	3-7172

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第4 株式会社豊田スタジアム 6 市との関係
(4) 監査結果	報告書 119 頁掲載
■ 意見	・委託の形態を再検討されたい 豊田市稲武芝育成場管理運営委託は、主たる部分とそれ以外を分離し、前者を中央公園の指定管理業務に組み込み、後者は直接委託契約をするなど、経費の削減を検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて経費削減の取組は必要であるため、本意見で提示された方法を含め委託方法の見直しを行う。具体的な方法については、庁内関連部署との協議により決定する見込みである。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置 区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年10月1日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 ☒ A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		経費削減（職員の委託管理業務等人件費含む。）のため、委託形態を変更することを決定した。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 ☒ A・B)		豊田市稲武芝育成場管理運営委託に係る全ての業務を指定管理業務で実施することとした。令和3年4月1日付けで「中央公園の管理運営等に関する年度協定」を締結した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
					加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214
46	1	1	2	33		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第5 豊田まちづくり株式会社 8 市との関係
(4) 監査結果	報告書 134 頁掲載
■ 意 見	・委託契約書添付の約款について 委託名を「豊田市中心市街地歩行者通行量自動計測装置管理業務委託」とする委託契約は、平成30年4月1日付けで締結されているが、「次の約款により契約する。」として委託契約書に綴られている「約款」が「豊田市業務委託契約約款 H29.4.1改正」である。市では、平成30年4月1日改正の業務委託契約約款があり、現に当該契約以外は「豊田市業務委託契約約款 H30.4.1」に基づき契約を締結している。最新の約款に基づき契約を締結すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年6月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月30日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果にあるとおり、契約締結に当たっては、契約時点で施行された契約約款に基づく必要がある。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		適切な契約事務を行うため、契約約款の改正が行われる際は、契約書作成時に契約約款の添付誤りを防ぐよう、今回の事例の事務ミス報告とその具体的な改善策を令和2年6月30日に課長決定した。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		事務ミスの経緯と原因の分析を踏まえ、処理が異なる書類が混在しないよう分類整理するとともに、処理内容を記した付箋を貼付し「見える化」する事務手順を決定した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
47	1	1	2	34	塚本 直樹	
					石掛 晴孝	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第7 豊田市駅東開発株式会社
	7 結果
(4) 監査結果	報告書 146 頁掲載
■ 意 見	・ 随意契約で委託契約を締結し下請契約したことについて 市は、駅東開発(株)と市道豊田市駅東歩行者道線ほか管理委託契約を随意契約し、同社は約75%の契約金額で下請に出している。防災センターの活用を要する業務は随意契約に適するが、それ以外の業務は切り分けて、入札を導入するなど民間企業の参入機会に配慮しつつ、経費の節減を検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年2月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年2月6日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		一括発注と分割発注の経済性を比較検討し、安価となる発注方式を採用することを方針として決定した。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき比較検討したが、分割発注は一括発注より高価となることが確認されたため、一括発注方式を採用した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	都市整備課
48	1	1	2	35	野依 真人	
					佐々木 貴宏	
					■内線 □外線	2-4556

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第8 豊田市駅前通り南開発株式会社
	7 結果
(4) 監査結果	報告書 156 頁掲載
■ 意 見	・ 随意契約した対象出資団体が再委託・下請させる場合の承認について 市は、駅前通り南開発(株)との水と緑の修景施設管理委託に関する随意契約を見直し、入札など受託業者選定の在り方も再検討して直接契約を締結するなど、民間企業の参入機会に配慮しつつ、経費の節減を検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		令和2年度契約は、豊田市駅前通り南開発（株）との随意契約発注について令和元年12月25日に決定済みであったため、令和3年度契約に当たっては、監査結果に基づいた契約方法等の見直しについて検討を進めている。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		令和2年 5月～ 契約方法の検討	
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		11月 契約方法の決定	
		12月 令和3年度の委託発注	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置 区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年10月14日副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、豊田市駅前通り南開発（株）との随意契約した業務に関して、「随意契約の見直し」、「受託業者選定を再検討し直接契約」、「経費の節減」の検討が必要であるとの指摘を受けたが、随意契約の見直し及び直接契約をすることは、本業務の非常事態時における迅速な対応ができなくなり、さらに経費が増額することから、本業務の契約については「豊田市駅前通り南開発（株）との随意契約」とすることを決定した。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	国際まちづくり推進課
49	1	1	2	36	粕谷 忠弘	
					平田 崇	
					■内線 □外線	2-0553

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第9 公益財団法人豊田市国際交流協会
	1 1 結果
(4) 監査結果	報告書 180 頁掲載
■ 意 見	・委託金額決定過程を見直すべきである 市受託事業に関して、委託金額は、概算に基づいて積算され算出されているが、その概算の算出根拠が乏しく、積算金額の妥当性に強い疑問がある。市と同協会は、具体的な根拠に基づき、過去の実績も検討した上で、適切な委託金額を算出することができるようにするべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		現在、豊田市国際交流協会に対する委託事業のあり方を検討する中で、事業精査を行っている。具体的な根拠に基づく積算はもとより、過去の実績も考慮した上で適切な委託金額を算出するよう努めていく。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)			
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月7日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		以下の方針に基づき委託のあり方等を見直し、具体的な根拠に基づく積算を踏まえた上で、適切な委託金額を算出する。 ①協会公社等運営費補助金の対象の見直し 委託費で支出していた豊田市国際交流協会正規職員人件費を、協会公社等運営費補助金に改める。 ②委託事業のあり方及び内容の見直し 既存の委託事業のあり方及び内容を見直し、事業内容に応じて協定書に基づく負担金事業と、委託事業のうち適切な事業を選択して実施する。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、上記(2)①の具体的な見直しについては、従来の市派遣職員の社会保険等事業主負担金に加え、豊田市国際交流協会正規職員5名のうち、事業担当4名分の年間実給与支給額を補助金として交付することとした。 上記(2)②の具体的な見直しについては、豊田市国際交流協会と「多文化共生及び国際交流事業等の実施に関する基本協定」を締結し、これに基づく「年度協定」において市・豊田市国際交流協会双方の事業負担等について精査の上、明記した。 委託事業については、具体的な根拠に基づく積算の上、適切な金額の算出によって実施する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	国際まちづくり推進課
50	1	1	1	14	粕谷 忠弘	
					平田 崇	
					■内線 □外線	2-0553

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第9 公益財団法人豊田市国際交流協会
	11 結果
(4) 監査結果	報告書 180 頁掲載
■ 指 摘	・ 協会は事業ごとの収支決算書を作成すべきである 適切な委託金額を算出するために、同協会は、各事業の収支を把握できるよう、各事業の収支決算書を作成すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		ア 方針を決定していない理由 現在、委託事業のあり方とともに、補助金としての支出を検討しているが、豊田市国際交流協会の中長期にわたる財務状況にも影響が及び、同協会との協議に時間を要するため イ 今後の検討予定 事業精査を行っていく中で、委託事業に係る支出の使途が明確になるよう進める。 ウ 見込まれる方針の内容 事業精査の結果に基づき、適切な委託金額の算出を行い、各事業の支出の使途を明確にすることにより、事業ごとの収支決算書の作成に代える。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月7日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		以下の方針に基づき委託のあり方等を見直し、適切な委託金額の算出を行うとともに、各事業の支出の用途を明確にすることにより、事業ごとの収支決算書の作成に代える。 ①協会公社等運営費補助金の対象の見直し 委託費で支出していた豊田市国際交流協会正規職員人件費を、協会公社等運営費補助金に改める。 ②委託事業のあり方及び内容の見直し 既存の委託事業のあり方及び内容を見直し、事業内容に応じて、協定書に基づく負担金事業と、委託事業のうち適切な事業を選択して実施する。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、上記(2)①の具体的な見直しについては、従来の市派遣職員の社会保険等事業主負担金に加え、豊田市国際交流協会正規職員5名のうち、事業担当4名分の年間実給与支給額を補助金として交付することとした。 上記(2)②の具体的な見直しについては、豊田市国際交流協会と「多文化共生及び国際交流事業等の実施に関する基本協定」を締結し、これに基づく「年度協定」において市・豊田市国際交流協会双方の事業負担等について精査し、明記した。 委託事業については、具体的な根拠に基づく積算の上、適切な金額の算出によって実施することで、豊田市国際交流協会として収支を把握できるようにした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	国際まちづくり推進課
51	1	1	1	15	粕谷 忠弘	
					平田 崇	
					■内線 □外線	2-0553

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第9 公益財団法人豊田市国際交流協会
	11 結果
(4) 監査結果	報告書 180 頁掲載
■ 指 摘	・市は事業収支の報告を求めるべきである 市は、市受託事業に関する委託料を支払うことで、協会の運営を支えている。協会に対する委託料は、補助金としての性質も有することができることから、市としては、補助金の支出に準じて扱い、各事業の収支決算書の提出を協会に求め、支出の内容を把握するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		ア 方針を決定していない理由	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		現在、委託事業のあり方とともに、補助金としての支出を検討しているが、豊田市国際交流協会の中長期にわたる財務状況にも影響が及び、同協会との協議に時間を要するため	
■ 方針の検討状況 (措置区分 E)		イ 今後の検討予定	
		事業精査を行っていく中で、委託事業に係る支出の使途が明確になるよう進める。	
		ウ 見込まれる方針の内容	
		事業精査の結果に基づき、適切な委託金額の算出を行い、各事業の支出の使途を明確にすることにより、事業ごとの収支決算書の作成に代える。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月7日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		以下の方針に基づき委託のあり方等を見直し、具体的な根拠に基づく積算を踏まえた上で、適切な委託金額を算出することで、支出の使途を明確にする。 ①協会公社等運営費補助金の対象の見直し 委託費で支出していた豊田市国際交流協会正規職員人件費を、協会公社等運営費補助金に改める。 ②委託事業のあり方及び内容の見直し 既存の委託事業のあり方及び内容を見直し、事業内容に応じて、協定書に基づく負担金事業と、委託事業のうち適切な事業を選択して実施する。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、上記(2)①の具体的な見直しについては、従来の市派遣職員の社会保険等事業主負担金に加え、豊田市国際交流協会正規職員5名のうち、事業担当4名分の年間実給与支給額を補助金として交付することとした。 上記(2)②の具体的な見直しについては、豊田市国際交流協会と「多文化共生及び国際交流事業等の実施に関する基本協定」を締結し、これに基づく「年度協定」において市・豊田市国際交流協会双方の事業負担等について精査し、明記した。 委託料については、具体的な根拠に基づく積算の上、適切な金額の算出によって実施することで、支出の使途を明確にした	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	国際まちづくり推進課
52	1	1	2	37	粕谷 忠弘	
					平田 崇	
					■内線 □外線	2-0553

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第9 公益財団法人豊田市国際交流協会
	1 1 結果
(4) 監査結果	報告書 180 頁掲載
■ 意 見	・市と同協会は積極的なモニタリングを行うべきである 協会は、利用者からアンケートを回収、苦情や意見に関する受付窓口を設置その他の方法で積極的なモニタリングを行い、各事業が予定した効果を挙げているか否かの検証を行うべきである。市は、モニタリングの結果、予定した効果を挙げていない場合や不都合が判明した場合には委託契約について再検討することができるような体制を整えるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		現在も母語保持教室始め8事業においてアンケートは実施している。その結果等を踏まえた事業精査を行い、継続実施する事業については効果が上がる事業手法を検討する。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)			
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月7日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		事業アンケート結果等を踏まえた事業精査を行い、委託事業のあり方を見直し、市と豊田市国際交流協会双方の負担に基づく事業を実施する。 ・委託事業のあり方及び内容の見直し 既存の委託事業のあり方及び内容を見直し、事業内容に応じて、協定書に基づく負担金事業と、委託事業のうち適切な事業を選択して実施する。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、豊田市国際交流協会と「多文化共生及び国際交流事業等の実施に関する基本協定」を締結し、これに基づく「年度協定」において市と豊田市国際交流協会双方の事業負担等について精査の上、明記した。 また、委託事業についても、効果検証等により随時見直しを行うこととした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	国際まちづくり推進課
					粕谷 忠弘	
					平田 崇	
					■内線 □外線	2-0553
53	1	1	1	16		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第9 公益財団法人豊田市国際交流協会
	1 1 結果
(4) 監査結果	報告書 180 頁掲載
■ 指 摘	・協会運営のために必要な費用は補助金として支出すべきである 委託費の積算金額には、委託事業費だけでなく、協会全体の運営費も考慮されている。市が協会の運営に必要な経費を、委託料に上乗せして支払うことは明らかに不当である。市が協会運営のために必要な経費を支出するのであれば、公益上の必要性を検討の上補助金として支出し、補助金としての規律に従うべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		ア 方針決定をしていない理由 現在、委託事業のあり方とともに、補助金としての支出を検討しているが、豊田市国際交流協会の中長期にわたる財務状況にも影響が及び、同協会との協議に時間を要するため イ 今後の検討予定 事業精査を行っていく中で、委託事業における人件費のあり方について補助金として支出するよう検討を進める。 ウ 見込まれる方針の内容 委託事業のあり方に係る検討状況を踏まえ、補助金等交付のガイドラインに沿って、補助金による支出については是正・改善の方針を決定する。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月7日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		委託のあり方等を見直した上で、必要な費用は補助金として支出する。 ・協会公社等運営費補助金の対象の見直し 委託費で支出していた豊田市国際交流協会正規職員人件費を、補助金等交付のガイドラインにのっとり、協会公社等運営費補助金に改める。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記(2)の具体的な見直しについては、従来の市派遣職員の社会保険等事業主負担金に加え、豊田市国際交流協会正規職員5名のうち、事業担当4名分の年間実給与支給額を補助金として交付することとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	国際まちづくり推進課
					粕谷 忠弘	
					平田 崇	
					■内線 □外線	2-0553

1 監査結果

(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第9 公益財団法人豊田市国際交流協会
	11 結果
(4) 監査結果	報告書 181 頁掲載
■ 意 見	・競争入札等の導入を検討すべきである 「（公財）豊田市国際交流協会は、設立以来『国際化の主役は市民である』の理念のもと、地域の国際化を推進してきた団体であり、事業を行う上で最も適していると判断されるため」との理由で随意契約している。しかし、外国語保持事業、日本語教室開設事業や通訳事業等、事業内容によっては、同協会でなくても可能な業務がある。随意契約ではなく、競争入札又は見積競争の導入も検討する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市国際交流協会への委託事業の精査に基づき、適切な契約となるよう検討を進める。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月7日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E) ※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無		以下の方針に基づき委託のあり方等を見直し、具体的な根拠に基づく積算を踏まえた上で、適切な委託金額を算出するとともに、市と豊田市国際交流協会双方の負担に基づく契約を行う。 ①協会公社等運営費補助金の対象の見直し 委託費で支出していた豊田市国際交流協会正規職員人件費を、協会公社等運営費補助金に改める。 ②委託事業のあり方及び内容の見直し 既存の委託事業のあり方及び内容を見直し、事業内容に応じて、協定書に基づく負担金事業と、委託事業のうち適切な事業を選択して実施する。 ③事業選択及び実施 上記②の方針に基づき、豊田市国際交流協会に委託する業務において、民間事業者等への委託が可能なものについては、競争入札又は見積競争を実施する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記(2)①から③までの見直しの上、なお委託事業として実施する事業の中で価格による競争が適切な事業については、競争入札等を実施することとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					竹内 未帆	
					中尾 圭	
55	1	1	1	17	■内線 □外線	2-7532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第10 公益財団法人豊田市学校給食協会
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 187 頁掲載
■ 指 摘	・暴力団排除条項 協会と納入業者間の単価契約の契約条項（物資等取扱規則様式第9号）に規定された解除原因は、（1）納入業者の責めに帰する理由により契約の履行を怠り、又は履行の見込みがないとき及び（2）納入業者が契約の重要な事項に違反したときの2点である（契約条項第9条）。協会としては、明文をもって暴力団排除条項を規定し、これが解除原因であることを明確にし、市と締結した業務委託約款と整合するよう納入業者との間の契約条項の見直しを検討するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和3年4月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて契約条項の見直しをすることは適正な事務に資するため、豊田市学校給食協会が令和3年4月までに学校給食用物資等取扱規則を改正する方針を決定した。なお、規則改正には理事会の承認が必要となるため、措置の実施については次のとおり順次進めていく。 令和2年6月 規則の改正方針の決定 令和2年7月 改正内容の検討 令和2年8月 改正内容の決定 令和3年3月 規則改正の理事会の承認 令和3年4月 改正規則の施行	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市学校給食協会が令和2年6月に規則の改正方針を決定した。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置 区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて契約条項の見直しをすることは適正な事務に資するため、豊田市学校給食協会が令和3年4月までに学校給食用物資等取扱規則を改正する方針を決定した。なお、規則改正には理事会の承認が必要となるため、措置の実施については次のとおり順次進めていく。 令和2年6月 規則の改正方針の決定 令和2年7月 改正内容の検討 令和2年8月 改正内容の決定 令和3年3月 規則改正の理事会の承認 令和3年4月 改正規則の施行	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市学校給食協会が令和3年4月に学校給食用物資等取扱規則の改正を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					竹内 未帆	
					中尾 圭	
					■内線 □外線	2-7532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第10 公益財団法人豊田市学校給食協会
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 187 頁掲載
■ 指 摘	・納入業者による承諾の意思表示 契約は申込みと承諾により成立するところ、物資等取扱規則、単価契約書又は学校給食注文書のいずれにも納入業者の承諾に関する定めがない。少なくとも納入業者の事前の包括的な承諾を明示するべきであり、単価契約書において、納入業者は協会の注文書（様式第10号）のとおり納入しなければならない旨記載するなどの見直しも検討が必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和2年8月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて納入業者の包括的な承諾に関する見直しをすることは適正な事務に資するため、豊田市学校給食協会が令和2年8月までに納入業者から事前に承諾を明示する書類の提出を求める措置を実施する。実施に際しては、次のとおり順次進めていく。 令和2年6月 方針の決定 令和2年6月 措置内容の検討 令和2年7月 措置内容の決定 令和2年8月 措置の実施	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市学校給食協会が令和2年6月に方針を決定した、今後は同年7月に措置内容を決定し、同年8月の「9月分発注書」配布時より承諾書の提出を求めていく。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年8月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて納入業者の包括的な承諾に関する見直しをすることは適正な事務に資するため、豊田市学校給食協会が令和2年8月までに納入業者から事前に承諾を明示する書類の提出を求める措置を実施する。実施に際しては、次のとおり順次進めていく。 令和2年6月 方針の決定 令和2年6月 措置内容の検討 令和2年7月 措置内容の決定 令和2年8月 措置の実施	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市学校給食協会が令和2年8月の「9月分発注書」配布時より、納入業者から事前に承諾書の提出を求める事務を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					竹内 未帆	
					中尾 圭	
					■内線 □外線	2-7532
57	1	1	1	19		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第10 公益財団法人豊田市学校給食協会
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 188 頁掲載
■ 指 摘	・ 契約保証金の免除について 協会と各委託先が締結している委託契約書の「業務委託契約約款」には、「乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。（略）なお、契約書の契約保証金欄に免除と記載されているときは、本条は適用しない。」（第3条）とある。ところが、協会が各委託先と締結した委託契約書には、「契約保証金」欄に「免除」ではなく「なし」と記載されているものが複数存在する。免除の趣旨とも読めるが、約款を無視しているとも読める。約款により「免除と記載されているとき」と具体的に文言を指定しているのであるから、契約保証金を免除するのであれば、免除と明記するべきである。逆に、免除と明記していないのに契約保証金を付さないのは契約に違反することになりかねないため、是正されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和3年4月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて契約条項の見直しをすることは適正な事務に資するため、豊田市学校給食協会と委託先が締結する委託契約書の「契約保証金」欄には「業務委託契約約款」に記載どおり「免除」と明記する。措置の実施については、令和2年6月以後の業務委託契約の締結時に順次進める。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		令和2年6月 方針の決定	
□方針の検討状況 (措置区分 E)		令和2年6月～令和3年4月 措置の実施 (順次)	
		令和3年4月 措置完了	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年6月締結の業務委託契約書に「免除」と明記した。以降、令和3年4月までに締結予定の各業務委託契約書についても、同様に明記していく。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて契約条項の見直しをすることは適正な事務に資するため、豊田市学校給食協会と委託先が締結する委託契約書の「契約保証金」欄には「業務委託契約約款」に記載どおり「免除」と明記する。措置の実施については、令和2年6月以後の業務委託契約の締結時に順次進める。 令和2年6月 方針の決定 令和2年6月～令和3年4月 措置の実施(順次) 令和3年4月 措置完了	
※昨年度決定した方針からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市学校給食協会が令和3年4月までに締結した各業務委託契約書に「免除」と明記することを実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					竹内 未帆	
					中尾 圭	
					■内線 □外線	2-7532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第10 公益財団法人豊田市学校給食協会
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 188 頁掲載
■ 意見	・食中毒による損害賠償義務負担に対する備え 協会は、食中毒が発生した場合の備えとして、生産物賠償責任保険（支払限度額1億円）及び生産物品質保険（支払限度額1000万円）に加入しているが、協会は79の園・学校分の調理業務を受託しており、その食数が1日当たり3万食を超えることを考えると、第三者に対する賠償責任が支払限度額1億円の範囲内で収まるとは限らない。そこで、支払限度額の引上げも視野に入れながら保険契約の再検討をすることが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		近隣の同種団体へ生産物品質保険等の加入状況及び保険の支払限度額について調査し、その結果を元に学校給食協会と協議の上、方針を決定する。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		なお、保険支払限度額の変更を要すると判断した場合は、令和3年度に向け予算要求をする。	
■ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和2年6月 近隣団体、保険加入状況確認及び支払限度額調査	
		令和2年6月～8月 協会との協議	
		令和2年9月 方針決定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年9月16日 課長確認
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として食中毒発生時における保険支払限度額の引上げを含めた保険契約の再検討が必要であるとの指摘を受けたが、当該事象が発生した場合、市による賠償責任等が想定され、近隣団体と比較し同等の保険内容であるため、生産物賠償責任保険（支払限度額1億円）及び生産物品質保険（支払限度額1000万円）の支払限度額の引上げを行わないことを決定した。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					竹内 未帆	
					中尾 圭	
					■内線 □外線	2-7532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第10 公益財団法人豊田市学校給食協会
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 189 頁掲載
■ 意見	・労災事故に対する損害賠償義務負担に対する備え 調理場は、決められた時間内に調理を終わらせなければならない状況下で、刃物を用いたり、高温の調理器具を用いたりする過酷な労働環境にあり、負傷のリスクが常に付きまとうといえる。協会によると、労災保険には加入しているとのことだが、それを超える民間の保険への加入も検討に値する。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		近隣の同種団体へ「民間労災保険」の加入状況について調査し、その調査結果を元に学校給食協会と協議の上、方針を決定する。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		なお、保険加入を要すると判断した場合は、令和3年度に向け予算要求をする。	
■ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和2年6月 近隣団体、保険加入状況調査	
		令和2年6月～8月 協会と協議	
		令和2年9月 方針決定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年9月16日 課長確認
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として労災保険を超える民間の保険への加入を検討する必要があるとの指摘を受けたが、労災保険にはいわゆる限度額というものがいないため、必要な補償は補完出来るものと考えられ、近隣団体においても加入実績がないため、労災保険を超える民間の保険への加入は行わないことを決定した。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					竹内 未帆	
					中尾 圭	
					■内線 □外線	2-7532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第10 公益財団法人豊田市学校給食協会
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 189 頁掲載
■ 意見	・時間外勤務の管理について 時間外（休日）勤務命令票に勤務命令日ごとに押印欄があるのは、その都度上級の者が時間外勤務の要否を慎重に検討し、厳格に管理するためと考えられるところ、協会の運用は、その趣旨を軽視するものといわざるを得ない。データで管理をするのであれば、そのことがわかるように決定者等の欄もその都度データで入力する方が誠実である。そして、その入力決定者なら決定者本人、検討者なら検討者本人が行うべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		時間外勤務命令について、現在使用している時間外（休日）勤務命令票（エクセル）の機能変更や様式変更等により実現できる方策を調査する。仮に対応が不可能な場合は、市販の時間外管理ソフトの購入や紙媒体での管理など他の方法による管理を検討し、対応を決定する。 令和2年6月～ 命令票エクセルの機能修正等検討、市販ソフトの調査、紙媒体での管理方法検討 等 令和2年8月 方針決定 令和2年9月 対応実施	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)			
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年10月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年9月16日 課長確認
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和2年度の報告において、令和2年9月までに時間外勤務の管理方法変更を実施することとしていたが、命令票エクセルの機能修正等の検討に時間を要したため、同月までに時間外勤務の管理方法の方針を決定することとした。また措置の実施については、次のとおり順次進めていくこととした。 令和2年 9月 方針決定 令和2年10月 対応実施	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☒ 有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市学校給食協会が、令和2年9月に命令票エクセルの機能修正により対応する方針を決定し、同年10月から機能修正後のエクセルにおいて時間外勤務管理を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	交通政策課
					中垣 秋紀	
					嵐 和典	
					■内線 □外線	2-4532
61	1	1	1	20		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第11 公益財団法人豊田都市交通研究所
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 195 頁掲載
■ 指 摘	・委託契約書記載の特記事項の表記 平成31年2月8日付け「パーソナルモビリティ市内イベント時活用実証実験業務委託」の委託契約書において、表紙の「契約特記」欄には「個人情報の取扱いに関する特記あり」と記載されているところ、実際に綴られている特記事項は「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」であった。市によると、表紙の記載が正しく、綴られた特記事項が誤りであり、誤った原因は、必要項目にチェックを付けると対応した特記事項が作成される特記作成ツールを利用した際、チェックを付ける箇所を誤ったことにあるとのことである。結果的には合意の範囲を超えたものが添付されたもので業務に支障はなかったものの、合意の範囲に疑義が生じるから、契約書内で齟齬が生じないように十分注意するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年3月2日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		本契約においては、合意の範囲を超えた書類が添付されていたため、今後契約を締結する際には、合意の範囲に齟齬が生じないように契約事務書類チェックリストを活用し、確実な確認を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき確実な確認を行うよう、令和2年3月に課内共有を図った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	交通政策課
					杉江 大介	
					嵐 和典	
					■内線 □外線	2-4532
62	1	1	1	21		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第11 公益財団法人豊田都市交通研究所
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 195 頁掲載
■ 指 摘	・委託契約書別紙の取扱い 平成30年7月4日付け「豊田市交通事故データ調査委託」始め4委託契約書には、「個人情報の取扱いに関する特記」、「個人情報及び情報セキュリティに関する特記」又は「情報セキュリティに関する特記」の各特記があるところ、第1条に「別紙『遵守項目確認表』を確認し」とあるにもかかわらず、契約書に「別紙遵守項目確認表」を綴る体裁になっていない。契約書において別紙として合意内容の一部とするのであれば、「遵守項目確認表」の書式を契約書と一体のものとして綴るべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		契約書には遵守項目確認表を綴るべきであると指摘を受けたが、 当指摘は全庁的な案件であるため、総務部の検討結果に従う。 【報告管理番号 10-1-1-1-2】参照	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年12月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年10月28日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		当指摘は全庁的な案件であったため、総務部の検討結果に従うと していた。 その後、総務部より遵守項目を組み込んだ特記に改正するよう通 知があったため、令和3年度当初契約からはその運用で対応する。 【報告書管理番号 10-1-1-1-2】参照	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ☐ 有 ☒ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		遵守項目確認表を廃止するとともに、遵守項目を組み込んだ内容 の特記に改正した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
63	1	1	1	22	脇迫 博文	
					太田 俊樹	
					■内線 □外線	2-4012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第12 公益財団法人豊田加茂環境整備公社
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 204 頁掲載
■ 指 摘	・貸付金に関する覚書について
	市の公社に対する貸付金に関する覚書は、平成20年の変更覚書で、当時の返済額8億224万6143円について、貸付期間を令和8年度末とし、平成20年度から令和7年度まで年額4222万3000円ずつ、令和8年度4223万2043円を返済する約定とされ、現在返済中であるが、これら覚書及び変更覚書には、約定の年額返済額の支払を公社が怠った場合に、期限の利益を喪失する旨の規定が存在しない。改めて変更覚書を締結するなどして、例えば分割金を2回以上怠った場合は、期限の利益を喪失し、その時点の貸付残高を一括して市は請求できる旨の規定を盛り込むべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年3月26日 市長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて約定の年額返済額の支払を公社が怠った場合に、期限の利益を喪失する旨を規定した変更覚書を締結することは適正な行政事務に資するため、令和2年3月に、豊田市と公社との間において当該覚書を締結する方針を決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和2年3月に、豊田市と公社との間において当該覚書を締結した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
					脇迫 博文	
					太田 俊樹	
					■内線 □外線	2-4012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	出資団体について
(3) 監査項目	第12 公益財団法人豊田加茂環境整備公社
	5 結果
(4) 監査結果	報告書 204 頁掲載
■ 意見	・ 出捐金の運用益収入について 平成26年度に市が公社に出捐した8億9294万4000円は、「特定資産」の「経営安定化資産」に計上され、「経営安定化資産」の利息は「特定資産受取利息」で計上される。経営安定化資産には、内部留保分も含まれるが、出捐総額に対する市の出捐率で按分するなどして算出した、市の出捐金に対する運用益収入額を把握することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年2月17日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて豊田市の出捐金に対する運用益収入額を把握することは適正な資産管理に資するため、令和2年2月に、豊田市が出捐した8億9294万4000円の資産の運用益収入額を、出捐金総額に対する市の出捐率で按分し、把握する方針を決定した。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年3月に令和元年度決算における豊田市出捐率に対する運用益収入額を算出した。 引き続き、決算が確定した時点で豊田市出捐率に対する運用益収入額を算出し、把握する予定である。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	債権管理課
					達本 真弓	
					板倉 壮吾	
					■内線 □外線	3-1632
65	1	2	1	1		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 230 頁掲載
■ 指 摘	・時効起算日の管理について 債権放棄に当たっては、主管課から債権管理本部に対して「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」を提出して検討依頼がなされる。このうち条例第15条第1項第2号（消滅時効期間の経過）を理由とする場合に添えるべき資料について、事務要領は「時効の起算日や期間、中断、停止の期間が確認できる書類」を定める。ところが、手引においては、「特になし」と記載されている。両者の整合を図るべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年6月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年3月5日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		債権放棄に当たっては、事務要領で「時効の起算日や期間、中断、停止の期間が確認できる書類が必要」と定めているが、複数の滞納期別がある債権もあり、期別ごとの書類を添付することは現実的ではないため、事務要領で定める添付資料を「時効の期間、更新・完成猶予の期間、起算日及び満了日を確認したことの資料」とし、事務要領及び手引を修正する。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		また、債務承認等の時効中断事由が発生しない限り、督促が債権放棄の適否の判断の要となる時効起算日となるため、「債権放棄検討調書兼結果報告書」に時効起算日、時効期間、時効完成日及び中断（更新）・停止（完成猶予）の有無を把握できるよう様式に「督促状の送付日」の項目を新たに追加する。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年6月に「豊田市債権放棄に関する事務要領」、「債権管理事務の手引」及び「債権放棄検討調書兼結果報告書」を修正した。また、「債権管理事務の手引」については、7月に実施する研修において債権所管課に配布をする。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	水道維持課
66	1	2	1	2	新實 三矢	
					加藤 和也	
					□内線 ■外線	34-6670

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果 1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 231 頁掲載
■ 指 摘	・水道維持課 滞納者との主な交渉経過等に督促の記載がなく、督促がなされたか否か、仮になされたとしていつなされたか、検証できない。時効満了日が当初納期限の月日と同一の月日となっており、督促から起算していない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年6月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月30日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		時効満了日の設定を督促から起算することとし、豊田市債権管理条例第3条の規定に基づき適正に事務処理を進める。 今後は、滞納者に対して督促状を発送し、時効満了日を督促状発送日の翌日から起算することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年6月に破損修繕費管理台帳を修正し、督促状発送日を入力すると時効起算日と時効満了日が自動計算されるようにした。 また、上下水道局で作成している「業務プロセスフロー」の水道維持課固有業務「本管修繕の実施（破損・移設）」に落とし込み、令和2年6月に課内研修を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	次世代育成課
					佐野 均	
					矢藤 亜矢子	
					■内線 □外線	2-2512

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 231 頁掲載
■ 指 摘	・次世代育成課 平成29年度から「交渉履歴等」に「督促状送付」の記載があるものの、その日付が記載されていない。「消滅年月日」が消滅時効完成を意味するものだとすると、「納期限」とは月日が異なるので、「納期限」ではない別の日を起算日にしていることがうかがわれるが、具体的に何が根拠になっているのか、検証できない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年7月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月25日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		放課後児童健全育成費においては、時効起算日の根拠となる督促状送付日を放課後情報システム上で管理をしているが、「債権放棄事前調査依頼書兼結果報告書」には督促状送付日の記載をしていないため、督促状送付日等の消滅時効起算日を記載し、債権管理課に提出をした。 なお、令和2年6月3日付けで債権管理課から同書類の様式を修正する旨の通知が出されたことに伴い、債権管理本部に諮る際は修正後の様式に従い督促状の送付日等の時効が更新された日を記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		「債権放棄事前調査依頼書兼結果報告書」を修正し、令和2年7月1日に債権管理課に提出した。また、同年6月3日付けの債権管理課からの通知について、課内での周知を図った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	保育課
68	1	2	1	4	熊谷 明典	
					能見 悦代	
					■内線 □外線	2-2557

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果 1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 231 頁掲載
■ 指 摘	・ 保育課 「調査状況」欄に具体的年月日とともに「督促状発送」との記載がなされているが、「時効完了日」がこれに対応しておらず、「当初期限」から起算されている。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年6月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年3月2日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		滞納者を管理する台帳が複数存在しており、督促状発送時に一部の台帳の時効完了日の修正漏れが発生したため、今後は滞納者管理台帳を1つに統合することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年6月までに令和元年度分まで反映させた滞納者管理台帳を作成し、督促状発送日を入力すると自動計算で時効起算日と時効満了日が表示されるようにした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					保健部	総務課
					成瀬 文浩	
					深尾 友理	
					■内線 □外線	2-3645
69	1	2	1	5		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果 1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 232 頁掲載
■ 指 摘	・保健部総務課 台帳の上では「督促日」欄に「2013/10/31」、メッセージ欄に「平成25年10月31日督促」と記載がされている特定健康診査費用返還金債権について、平成30年11月1日に不納欠損処理がなされているが、その決定書資料の上では「H25. 10. 30督促」と記載がされており、日付が一致しない記載が見られた。公債権であるため時効の援用を待つまでもなく時効期間の満了により消滅するため、債権放棄の決定も必要ないが、平成30年度の調査票では、誤って私債権とされていた。時効管理に当たって、公債権と私債権では全く異なる規律に服することになるため、誤りや不合理に変遷しないよう注意するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年2月28日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		起案日、決定日、施行日及び本人宛督促日のいずれの日付も平成25年10月31日となっており、不納欠損処理時の決定書の資料における「平成25年10月30日」の日付が誤りである。 また、平成30年度の調査票に「債権の性質」が「私債権」になっていることは誤りであり、従前から「公債権」である。 今後は単純な誤りを見逃すことなく複数人で確認し、不明な点については債権管理課の指導を受けながら、正しい知識の習得に努める。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		監査での指摘を担当内で情報共有し、上記方針に基づき適切な事務を進める。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
70	1	2	1	6	竹内 未帆	
					中尾 圭	
					■内線 □外線	2-7532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 232 頁掲載
■ 指 摘	・保健給食課 (ア) 督促状が宛所尋ねなしで返送された旨記載されている債権について、その発送日を時効の起算日としている。督促は到達しなければ効果が発生しないから、到達しなかったことが明らかな場合には督促による時効中断の効果は認められない。 (イ) 督促発送の日を時効の起算日としている。 (ウ) 支払督促を申し立てた債権（学校給食費）について、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」記載の「時効満了日」が仮執行宣言の申立日又はその翌日から起算されている。しかし、民法第174条の2第1項は「確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利」と定めており、確定を待つ必要がある。仮執行宣言付き支払督促が確定するのは相手方（債務者）が仮執行宣言付支払督促正本を受領した日から2週間以内に督促異議を申し立てない場合であるから、相手方（債務者）への送達から2週間が経過した日から起算するべきである。なお、実際には条例第15条第1項第1号（生活困窮）により放棄されているため、影響はない。 (エ) 「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和2年7月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	時効起算日を適正に管理するため、債権管理事務の手引等を参考に確実な事務処理に努める。ただし、債権放棄検討調書兼結果報告書の様式を修正する必要があるため、債権管理課による「債権放棄検討調書兼検討結果通知書」の修正を待って、令和2年7月に対応する。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	債権管理課が「債権放棄検討調書兼結果報告書」の様式を修正したので、令和2年7月までに修正後の書類及び手引に基づき、適正な時効起算日の管理を実施する予定である。

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年7月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年6月1日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	時効起算日を適正に管理するため、債権管理事務の手引等を参考に確実な事務処理に努める。ただし、債権放棄検討調書兼結果報告書の様式を修正する必要があるため、債権管理課による「債権放棄検討調書兼検討結果通知書」の修正を待って、令和2年7月に対応する。		
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 □ 有 ■ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和2年7月から修正後の「債権放棄検討調書兼結果報告書」及び手引に基づき、適正な時効起算日の管理を実施した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	障がい福祉課
					勝野 二徹	
					岩瀬 由知	
71	1	2	1	7	■内線 □外線	2-3574

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 232 頁掲載
■ 指 摘	・ 障がい福祉課 心身障がい者扶助料返還金について、出国後、徴収停止の措置をとり、1年後に再転入がない場合に条例第15条第1項第6号により放棄しているが、資力に関する検討がなされた形跡がない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年6月19日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	債務を残して出国後、帰国しない債務者からこれを回収することは費用対効果の観点から現実的に困難であり、債務者の資力に関する検討についても調査のために使うことができる人員や時間といった行政資源に限りがあり、実施することができない。包括外部監査結果報告書234頁においても放棄の結論自体はやむを得ないと認められている。 なお、今後は令和2年6月30日施行の改正債権管理条例第15条第1項第6号の規定により、徴収停止後の債権については債務者の資力にかかわらず、徴収停止の事由が継続していれば放棄することができることとなったため、適切に対応していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	高齢福祉課
72	1	2	1	8	渡辺 直樹	
					梅村 政史	
					■内線 □外線	2-3732

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果 1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 232 頁掲載
■ 指 摘	・ 高齢福祉課 豊田市敬老金返還分について、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。ただし、条例第15条第1項第6号により放棄されているため、影響はない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年6月1日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		債権管理上の記録を確認したところ、時効起算日は敬老金(5,000円)を相手方の銀行口座に振り込んだ平成21年12月24日であり、時効期間10年を経過する日を「時効満了日」としていることが判明した。 債権放棄に当たって作成した書類に「起算日」の根拠となる出来事を記載しなかったことは、不適切ではあったが、監査でも触れられているとおり、本債権の放棄の適法性には、影響はなかったため、特段の措置を講じないこととした。なお、指摘のあった「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」に時効起算日を記入する欄を追加する様式の変更を債権管理課が進めているため、変更後は適切に対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	生活福祉課
					神谷 秀仁	
					鈴木 なつみ	
					■内線 □外線	2-3535
73	1	2	1	9		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 233 頁掲載
■ 指 摘	・生活福祉課 生活保護費返還金が債務者について免責許可決定により債務を免れたことを理由に条例第15条第1項第4号により放棄されているが、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。時効期間満了を理由とする債権放棄ではないため結果に影響はないが、時効の起算日とその根拠となった出来事は交渉経過として記録するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年7月1日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		本債権の時効起算日は、最終納付日である平成26年4月25日より5年を経過する日となっていた。 債権放棄に当たって作成した書類に「起算日」の根拠となる出来事を記載しなかったことは、不適切ではあったが、監査でも触れられているとおり、本債権の放棄の適法性には、影響はなかったため、特段の措置を講じないこととした。なお、指摘のあった「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」に時効起算日を記入する欄を追加する様式の変更を債権管理課が進めているため、変更後は適切に対応する。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	市民課
					鈴木 満	
					渡邊 恵子	
					■内線 □外線	3-1539
74	1	2	1	10		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 233 頁掲載
■ 指 摘	・ 市民課 (ア) 臨時運行許可番号標実費弁償費について、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」条例第12条第3号により徴収停止の後、条例第15条第1項第6号により放棄されているが、参考資料である対応の経緯には資力の調査をした形跡がない。この点手引には、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない」(第3号)とは、「取立て方法により異なるが、債権金額が訴訟費用(印紙代、切手代)や弁護士費用等に満たない場合(概ね1万円未満)などをいう」とされていることから、1万円未満の同弁償費を徴収停止することは問題ない。しかし、条例第15条第1項第6号により放棄するには「なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められる」ことが必要であるから、条例の上ではこの点の調査をする必要があった。 (イ) 「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。 (ウ) 督促状発送の日を基準に時効満了日を記載している。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定(措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年6月26日 副部長決定
	☐ E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	(ア) 債権額が少額な債権における債務者の資力の調査については、調査に掛かる人員や時間などの行政資源に限りがあり、費用対効果の観点からみても現実的ではなく実施していなかった。令和2年6月30日施行の改正債権管理条例において、債権放棄の条件が「徴収停止日において認められた事由が継続し、これを履行させることが著しく困難又は不適當である」に改められたことを受け、今後は、徴収停止時の状況に変わりがないか確認をしたうえで債権放棄するものとする。 (イ) 債権放棄検討調書兼検討結果報告書の時効満了日を記載するに当たり、起算日及び根拠となった出来事を記載するものとする。 (ウ) 時効満了日は督促状が相手方に到達した時から効力を生ずると解されるが、督促状発送日の翌日に督促状が到達したものと推測し、時効満了日を記載するものとする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	定住促進課
75	1	2	1	11	岡田 茂克	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	2-4 6 6 2

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	1 時効起算日の管理について
(4) 監査結果	報告書 233 頁掲載
■ 指 摘	・定住促進課 (ア) 平成26年度と同29年度に債権放棄した市営住宅使用料の一部について、保証人が存在するにもかかわらず、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「保証人との主な交渉経過等」は空欄であり、保証人からの回収の可能性が検討されたか否か検証できない。なお、手引には「債務者が債権放棄の要件に該当している場合でも、保証人が支払うことができるときは、当然ながら債権放棄することはできない。債務者に対して債権放棄すると、保証人の保証債務も消滅し、債権回収ができなくなるからである（保証債務の附従性）。」と記載されている。 (イ) 市営住宅使用料について、出国により徴収停止と条例第15条第1項第6号による放棄がなされているが、資力に関する検討がなされた形跡がない。同項第6号は「債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められる」ことが放棄の要件とされており、条例上は資力に関する検討が求められている。 (ウ) 平成29年度に放棄した一部の市営住宅使用料について、時効満了日が当初納期限から起算されており、督促による時効中断が考慮されていない。ただし、結果的には条例第15条第1項第6号による放棄がなされているため影響はない。市によると、時効満了日の記載に誤記があったとのことであるが、正確性を期していただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	(ア) 平成26年4月 完了 (ウ) 令和2年6月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	(ア) 平成26年3月31日副部長決定 (ウ) 令和2年6月30日副部長決定
	■ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	(イ) 令和2年6月30日副部長決定
	□ E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	(ア) 平成14年から24年までの債権については、住宅困窮者に対する福祉施策的視点から、平成25年度までは連帯保証人には請求していなかったが、平成26年4月に、連帯保証人から回収の可能性を検討することは適正な行政事務に資するため、豊田市営住宅家賃滞納者等法的措置実施要綱及び豊田市営住宅家賃滞納者等に対する事務取扱要領を整備し、連帯保証人が存在する場合は、連帯保証人と交渉することを決定した。 (イ) 債務を残して出国後、帰国しない債務者からこれを回収することは費用対効果の観点から現実的に困難であり、債務者の資力に関する検討についても調査のために使うことができる人員や時間といった行政資源に限りがあり、実施することができない。包括外部監査結果報告書234頁においても、放棄の結論自体はやむを得ないとされている。今後は令和2年6月30日施行の改正後債権管理条例第15条第1項第6号の規定により、徴収停止後の債権については債務者の資力にかかわらず、徴収停止の事由が継続していれば放棄することができるため、適切に対応していく。 (ウ) 時効満了日については、督促による時効中断を考慮し、督促日の翌日から起算することを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	(ア) 上記方針に基づき、平成26年4月から発生した債権については、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「保証人との主な交渉経過等」の欄に「滞納整理票」から転記する。 (ウ) 令和2年6月に平成29年度に放棄した一部の市営住宅使用料の時効満了日について、上記方針に基づき修正整理した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	債権管理課
					達本 真弓	
					板倉 壮吾	
					■内線 □外線	3-1632
76	1	2	1	12		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	2 債権放棄条項の見直し
(4) 監査結果	報告書 234 頁掲載
■ 指 摘	・ 債権放棄条項の見直し 国外出国や少額を理由に徴収停止の措置をとった債権を豊田市債権管理条例第15条第1項第6号に基づいて債権放棄する場合、現在の運用は条文の文言にそぐわないため、相当期間の経過と状況に変化がないことの確認をもって債権放棄をすることができるよう、条例を改正する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年6月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年3月5日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		徴収停止は費用倒れを防ぐための措置であるが、現行の債権管理条例第15条第1項第6号に規定する徴収停止後の債権放棄では、無資力要件を加重しており、徴収停止後の債権放棄が機能していないため、当該条例を改正する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、条例改正の手続を進め、改正債権管理条例を令和2年6月30日から施行させた。これにより、債権放棄の条件が「徴収停止日において認められた事由が継続し、これを履行させることが著しく困難又は不適當である」に改められ、今後は、徴収停止時の状況に変わりがないか確認をしたうえで債権放棄できることとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	廃棄物対策課
					近藤 理史	
					白木 房子	
					■内線 □外線	3-3052
77	1	2	1	13		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	4 時効期間満了の私債権について
(4) 監査結果	報告書 235 頁掲載
■ 指 摘	・時効期間満了の私債権について 豊田市債権管理条例第8条は、債務名義がある債権については強制執行を、債務名義のない債権については訴訟手続をとらなければならないと規定し、ただし書によって例外的にこれらの手続をとらなくてよい場合は、徴収停止の措置（条例第12条）又は履行延期をする場合（条例第13条）、その他特別の事情があると認められる場合に限られるとしている。条例によれば、強制徴収を優先することは例外的に強制執行、訴訟手続をとらなくてよい理由にはなりえない。したがって、公課の強制徴収に関連した調査から債務者が無資力又はこれに近い状況にある等の事実を把握していたことは、条例第8条ただし書の特別な事情を認める場合として記録することが必要であった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		豊田市債権管理条例第8条ただし書の特別な事情を認める場合として記録することが必要であると判断し、債権管理台帳へ記録を行うこととした。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)			
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、4月に債権管理台帳への記録を行った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	廃棄物対策課
					青木 誠	
					野嶋 智裕	
					■内線 □外線	3-3052

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果 5 時効期間満了の私債権を債権放棄し不納欠損処理すべきこと
(4) 監査結果	報告書 236 頁掲載
■ 意 見	・時効期間満了の私債権を債権放棄し不納欠損処理すべきこと 時効期間が満了してしまった以上、訴状貼用印紙を負担して訴訟提起したとしても時効を援用される可能性は非常に高いので、これ以上の債権管理は無意味どころか経費がかさみ、経済性（地方自治法第2条第14項）に反する結果となるので、条例第15条第1項第2号に基づき債権放棄のうえ不納欠損処理をするのが妥当である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月28日 市長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて時効期間満了の私債権を債権放棄し不納欠損処理することが妥当であると判断し、方針を決定し、債権放棄を行うこととした。ただし、債権管理課の事前審査及び債権管理本部への諮問が必要となるため、順次必要な手続を進めていくこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月28日 市長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて時効期間満了の私債権を債権放棄し不納欠損処理する方針に変更はないが、債務者（1名）に公課を請求する間は継続して請求を行う。なお、債権放棄及び不納欠損処理の手続は、公課が時効消滅した場合又は全ての債務者から時効の援用の申出があった場合に行う。	
※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ■有 ☐ 無			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和4年 3月30日 部長決定	措置完了予定 令和一年 一月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年3月30日に時効未了知債権の債権管理について、「時効期間満了で消滅時効となるが、時効期間満了後も請求を継続する。」に方針変更した。 また、令和4年4月22日付けで市顧問弁護士から「方針の変更及び消滅時効期間満了後も、消滅時効の援用がなされない限り請求するのが相当である」との意見書を得た。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年10月に、過去1年間分の預貯金調査を、同年12月19日付けで当該債権の費用請求を行った。	

5 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和一年 一月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☒ D 不措置	方針決定	令和4年 3月30日	部長決定		
	☐ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年3月30日に時効未了知債権の債権管理について、「時効期間満了で消滅時効となるが、時効期間満了後も請求を継続する。」に方針変更した。 上記方針変更に基づき、請求の継続について再確認を行った。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和5年12月に、過去1年間分の預貯金調査を、同年12月12日付けで当該債権の費用請求を行った。				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	廃棄物対策課
					青木 誠	
					野嶋 智裕	
					■内線 □外線	3-3052

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果
	6 時効期間未了の私債権について
(4) 監査結果	報告書 236 頁掲載
■ 意 見	・時効期間未了の私債権について
	時効期間が満了していない私債権については、条例第8条に基づき訴訟提起や強制執行の手続をとるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)		時効未了私債権の措置等の参考となる公課の搜索を令和2年6月9日に実施し、訴訟提起や強制執行等の手続について、搜索結果を参考に検討することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年10月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月25日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E) ※昨年度決定した方針 からの変更の有無 ■ 有 ☐ 無		時効未了私債権の措置等の参考となる公課の資力調査を令和2年9月に実施し、銀行調査を令和2年10月に実施した。 債務名義を取得する方針を決定し、その取得方法について、訴訟提起も含め、債務者のヒアリングを実施しながら検討している。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和4年 3月30日 部長決定	措置完了予定 令和一年 一月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年3月30日に時効未了知債権の債権管理について、「(変更前)債務名義を取得し、債権管理を継続する。」から「(変更後)時効期間満了で消滅時効となるが、時効期間満了後も請求を継続する。」に方針変更した。 また、令和4年4月22日付けで市顧問弁護士から「方針の変更及び消滅時効期間満了後も、消滅時効の援用がなされない限り請求するのが相当である」との意見書を得た。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年10月に、過去1年間分の預貯金調査を、同年12月19日付けで当該債権の費用請求を行った。	

5 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和一年 一月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☒ D 不措置	方針決定	令和4年 3月30日	部長決定		
	☐ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年3月30日に時効未了知債権の債権管理について、「時効期間満了で消滅時効となるが、時効期間満了後も請求を継続する。」に方針変更した。 上記の方針変更に基づき、請求の継続について再確認を行った。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和5年12月に、過去1年間分の預貯金調査を、同年12月12日付けで当該債権の費用請求を行った。				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	廃棄物対策課
					近藤 理史	
					白木 房子	
					■内線 □外線	3-3052

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和元年度
(2) 監査テーマ	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について
(3) 監査項目	第4 結果 7 時効期間未了の公課について
(4) 監査結果	報告書 236 頁掲載
■ 意 見	・時効期間未了の公課について 極めて高額な債権であること、市民の関心が非常に高いこと、社会的影響が大きいことなどから、当該公課を時効消滅させるべきではなく、差押え解除した不動産を改めて差し押さえるなどして時効を中断し、管理回収を続けるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和2年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年6月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年1月28日 市長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		従来の預金調査・資産調査よりも踏み込んだ財産調査である「搜索」を時効消滅前に実施することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年6月9日に搜索を実施し、時効を中断した。	